

認可申請の概要

1 業務の内容 広告業務及びこれに附帯する業務

独自に一般の消費者を対象にした居住地域、年齢、年収及び嗜好等に関するアンケートを広く実施し、商品・サービスへの関心度に応じた潜在的顧客のデータベースを構築し、これを基に、ダイレクトメールによる広告を検討している企業に対して、顧客にとってより訴求力が高い広告に関する提案を行い、この提案を受けた企業からの委託を受けて、ダイレクトメールの作成から郵便事業株式会社への差出しまでの一連の業務を提供する。

これに加え、効果的な広告パッケージを開発し、訴求力の高いダイレクトメールの提案を企業に対して行うとともに、ダイレクトメールの効果をさらにあげるために、インターネット等と連動したダイレクトメールの提案を行う。

2 業務の開始の時期

平成19年12月から平成20年1月までの間を目処に提携企業とともに新会社を設立し、平成20年3月を目処に業務を開始する。

3 業務を営む理由

郵便事業株式会社を取り巻く厳しい経営環境の中、事業の発展のためには、既存商品の需要の維持・拡大を図るとともに、新たな収益源を得る必要がある。

この点、諸外国の郵便事業体においても、郵便を活用した新たな広告媒体の開発による収益源の獲得に積極的に取り組んでいるところ。

また、近年、住民基本台帳の閲覧が不可能となり、新規顧客獲得のための新たなツールを求める企業の声は高まってきており、個人情報保護法の施行に伴う個人のデータ管理意識も高まってきているところ。

このような状況を踏まえ、広告プロモーションに関するノウハウを有する企業との提携の下、個人のパーミッションを取得したデータベースに基づく新たな広告媒体としてのダイレクトメールの利用拡大を図ることにより、既存商品の需要を維持・拡大しようとするものである。

4 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項

- (1) 平成20年度におけるダイレクトメール関連市場の規模に対し、事業開始当初の新会社のシェアはわずかなものにとどまる見込みであり、また、平成23年度においても同市場の規模に対し、新会社のシェアはわずかなものにとどまる見込みであることから、当分の間、新会社の行う業務が同種の業務を営む事業者の利益を不当に害するものとはならないと考えている。
- (2) 郵便事業株式会社として、新会社の営業活動及び業務に対して、不当な方法により経営資源を供与する等の支援は行わないものとする。
なお、郵便事業株式会社が新会社から委託を受けて、顧客の取次等を行う場合には、適正な対価を徴収することとしている。
- (3) 新会社が郵便事業株式会社の役務を利用するに際しては、郵便事業株式会社は適正なコストに照らした対価により提供するものとし、また、新会社が不当廉売しないよう郵便事業株式会社としても配慮することとしている。